

熊本県産廃収運許可申請に係る取扱いについて

「更新」及び「事業範囲の変更」許可申請時は、前回許可日以降、内容に変更がなく、又は法定の変更届が提出されている場合、申立書(誓約書)の提出により、原則、法令通りの省略を認める。ただし、省略により許可基準(例：感染性廃棄物の保冷車、PCB廃棄物の運搬等)の適合判定ができない場合は、資料の提出を求める。

凡 例
 ○ : 変更がなければ省略可能とするもの。
 ○※ : 条件付きで省略を認めるもの。
 × : 省略不可とするもの。

	書類の名称
1	(法人)申請者の商業登記簿謄本
2	役員の住民票の写し
3	役員の登記されていないことの証明書
4	(法人)株主の商業登記簿謄本
5	株主等の住民票の写し
6	株主等の登記されていないことの証明書
7	政令使用人申立書及び住民票の写し等
8	様式 第1号(事業計画に係る書類)
9	様式第1号における予定運搬先処理業者の許可証の写し
10	様式 第2号(運搬車両・容器の一覧)
11	第6号(運搬車両の写真)
12	第6号-2(車両の使用承諾書)
13	運搬車両等の車検証等の写し
14	第7号(運搬容器の写真)
15	様式 第3号(積替え保管施設の概要)
16	様式 第4号(車両用途、営業時間、従業員数)
17	様式 第5号(収集運搬に係る環境保全措置の概要)
18	定款又は寄付行為の写し
19	第8号(事業開始に必要な資金等)
20	(個人)第9号(資産に関する調書)
21	(法人)財務諸表等
22	法人税又は所得税の納税証明書
23	第10号(誓約書)
24	第11号(付近の見取図)
25	第12号(車庫見取図)
26	土地登記事項全部証明書(駐車場の使用権原の確認)
27	第12号-2(土地の使用承諾書)
28	講習会修了証の写し
29	優良認定に係る資料

熊本県の取扱い	
現行	改正後
×	×
×	×
×	×
×	×
×	×
×	×
×	×
×	○
×	○
×	○※
×	○※
×	○※
×	○※
×	○
×	○
×	○
×	×
×	×
×	×
×	×
×	○
×	○
×	○
×	○
×	×
×	×

※ 取り扱う品目が感染性廃棄物・PCBなどの特殊な廃棄物の場合は、審査に必要な情報として提出を求めるもの